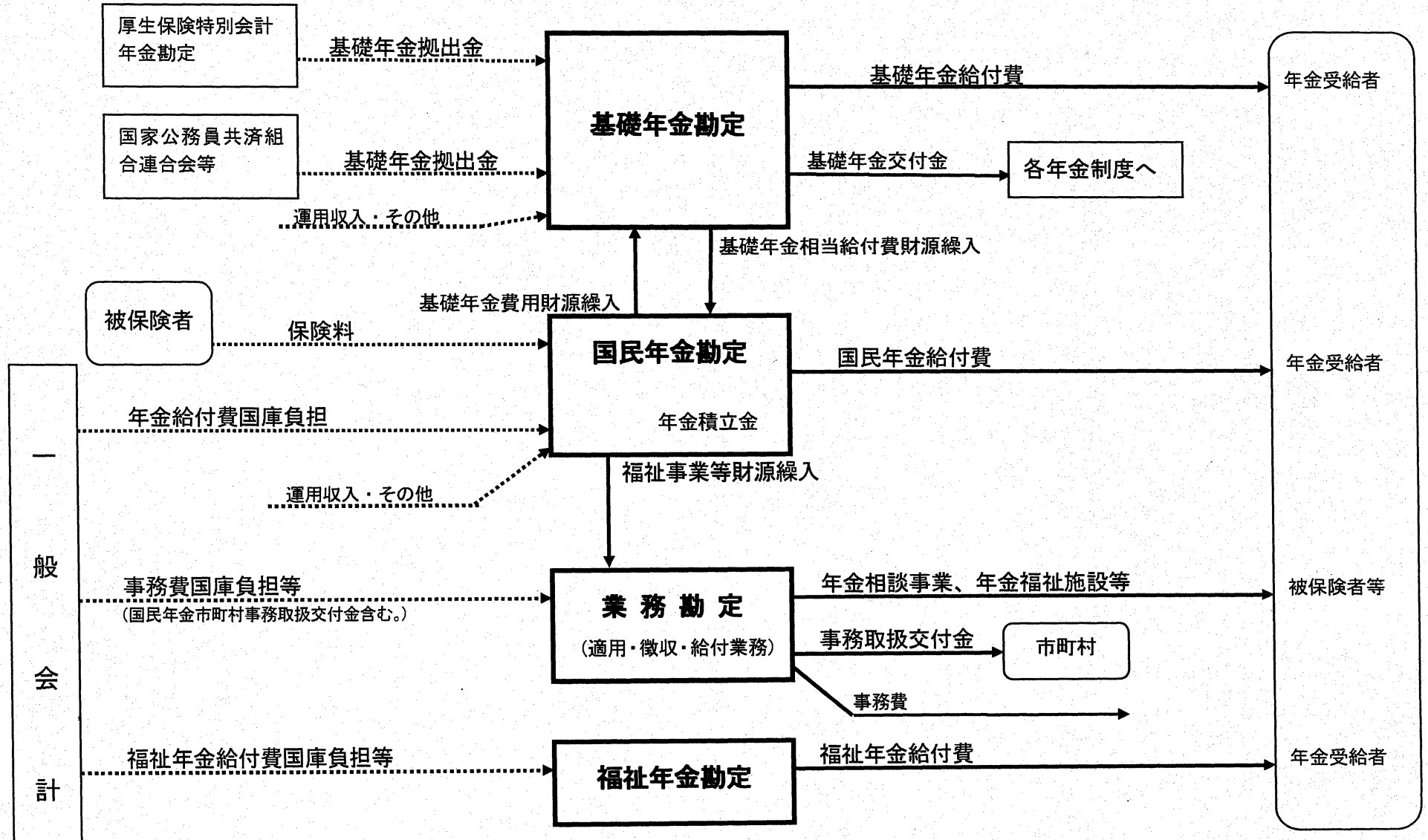


国民年金特別会計(国民年金勘定)

平成 1 6 年度 省 庁 別 財 務 書 類

国民年金特別会計の仕組み



国民年金特別会計 国民年金勘定

歳 入 歳 出 決 算 額						
1 歳 入						
款 ・ 項	歳 入 予 算 額 (円)	徴 収 決 定 済 額 (円)	収 納 済 歳 入 額 (円)	不 納 欠 損 額 (円)	収 納 未 済 歳 入 額 (円)	歳入予算額と収納済 歳入額との差(△は 減) (円)
0100-00 保 険 収 入	5,874,504,324,000	5,570,279,344,292	5,569,238,801,292	0	1,040,543,000	△ 305,265,522,708
0101-00 保 険 料 収 入	2,227,101,428,000	1,936,474,187,083	1,935,433,644,083	0	1,040,543,000	△ 291,667,783,917
0102-00 一 般 会 計 より 受 入	1,521,881,737,000	1,521,881,737,000	1,521,881,737,000	0	0	0
0104-00 基 礎 年 金 勘 定 より 受 入	2,009,302,283,000	2,007,558,385,079	2,007,558,385,079	0	0	△ 1,743,897,921
0103-00 運 用 収 入	116,218,876,000	104,365,035,130	104,365,035,130	0	0	△ 11,853,840,870
0300-00 年 金 資 金 運 用 基 金 納 付 金						
0301-00 年 金 資 金 運 用 基 金 納 付 金	9,867,251,000	0	0	0	0	△ 9,867,251,000
0200-00 雑収入						
0201-00 雑収入	3,272,186,000	2,092,139,657	1,641,058,507	247,718,134	203,363,016	△ 1,631,127,493
歳 入 合 計	5,887,643,761,000	5,572,371,483,949	5,570,879,859,799	247,718,134	1,243,906,016	△ 316,763,901,201

2 歳 出									
項	歳 出 予 算 額 (円)	前年 度繰 越額 (円)	予備 費使 用額 (円)	予算総則 の規定に よる経費 増額(円)	流用等増△減額 (円)	歳 出 予 算 現 額 (円)	支出済歳出額 (円)	翌年 度繰 越額 (円)	不 用 額 (円)
01 国民年金給付費	2,173,789,218,000	0	0	0	0	2,173,789,218,000	2,088,781,846,469	0	85,007,371,531
04 基礎年金勘定へ繰入	3,546,502,967,000	0	0	0	0	3,546,502,967,000	3,543,719,527,028	0	2,783,439,972
02 諸 支 出 金	29,544,501,000	0	0	0	0	29,544,501,000	27,199,887,843	0	2,344,613,157
03 福祉施設費等業務勘 定へ繰入	86,411,185,000	0	0	0	0	86,411,185,000	81,858,511,000	0	4,552,674,000
09 予 備 費 (959-…)	33,000,000,000	0	0	0	0	33,000,000,000	0	0	33,000,000,000
歳 出 合 計	5,869,247,871,000	0	0	0	0	5,869,247,871,000	5,741,559,772,340	0	127,688,098,660

【参考情報】

1 歳入に関する情報

①「一般会計より受入」の内訳は以下のとおりである。

○ 一般会計より受入

区 分	歳入予算額 (円)	徴収決定済額 (円)	収納済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済 歳入額との差 (円)
(項)一般会計より受入				
(目)一般会計より受入	1,521,881,737,000	1,521,881,737,000	1,521,881,737,000	0
基礎年金に要する費用の財源	1,054,224,760,000	1,054,224,760,000	1,054,224,760,000	0
保険料免除期間を有する者に係る老齢基礎年金 に要する費用の財源	81,749,937,000	81,749,937,000	81,749,937,000	0
20歳前障害基礎年金への費用及び福祉年金から 裁定替えされた障害基礎年金・遺族基礎年金の給 付に要する費用の財源	315,014,901,000	315,014,901,000	315,014,901,000	0
旧国民年金の老齢給付費のうちのかさ上げに相 当する額に要する費用の財源	70,892,139,000	70,892,139,000	70,892,139,000	0

②「運用収入」の内訳は以下のとおりである。

○ 運用収入

区 分	歳入予算額 (円)	徴収決定済額 (円)	収納済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済 歳入額との差 (円)
(項)運用収入				
(目)預託金利子収入	116,218,876,000	104,365,035,130	104,365,035,130	△ 11,853,840,870
積立金利子収入	116,203,006,000	104,346,673,814	104,346,673,814	△ 11,856,332,186
余裕金利子収入	15,870,000	18,361,316	18,361,316	2,491,316

2. 歳出に関する情報

「国民年金給付費」の内訳は以下のとおりである。

○ 国民年金給付費

区 分	歳出予算額 (円)	支出済歳出額 (円)	不用額 (円)
(項)国民年金給付費			
(目)国民年金給付費	2,173,789,218,000	2,088,781,846,469	85,007,371,531
(再掲)基礎年金勘定からの受入(みなし基礎 年金給付財源)による国民年金保険給付費	2,009,302,283,000	2,007,558,385,079	1,743,897,921

3. 一般会計の負担・補助の繰延べに関する情報

平成6年度及び平成7年度の国庫負担繰入特例措置分は、4, 454億円である。

国民年金特別会計国民年金勘定

[illegible]

業務費用計算書

国民年金特別会計国民年金勘定

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度
	自 平成15年4月 1日 自 平成16年4月 1日	自 平成16年4月 1日 自 平成17年3月31日
	至 平成16年3月31日 至 平成17年3月31日	
国民年金給付費	2,194,628	2,116,727
公的年金預り金増加額	△ 77,943	△ 367,463
基礎年金勘定への繰入	3,485,304	3,543,719
業務勘定への繰入	73,303	81,102
その他の経費	26,117	27,221
減価償却費	4,711	4,227
貸倒引当金繰入額	963,399	962,792
資産処分損益	3,368	661
出資金評価損	14,511	6,062
本年度業務費用合計	6,687,400	6,375,051

資産・負債差額増減計算書

国民年金特別会計国民年金勘定

(単位:百万円)

	前会計年度		本会計年度	
	自 平成15年4月 1日	至 平成16年3月31日	自 平成16年4月 1日	至 平成17年3月31日
I 前年度末資産・負債差額		△ 2,284,640		711,469
II 本年度業務費用合計		△ 6,687,400		△ 6,375,051
III 財源		6,791,455		6,527,352
1 自己収入		3,131,361		2,997,301
保険料収入		2,975,512		2,890,567
運用益		152,276		104,364
その他の財源		3,571		2,370
2 他会計(勘定)からの受入		3,660,094		3,530,050
一般会計からの受入		1,496,363		1,522,145
基礎年金勘定からの受入		2,153,429		2,007,558
業務勘定からの受入		10,301		347
IV 無償所管換等		—		—
V 資産評価差額		—		—
VI 公的年金再計算差額		2,892,055		—
VII 本年度末資産・負債差額		711,469		863,770

区分別収支計算書

国民年金特別会計国民年金勘定

(単位:百万円)

	前会計年度 自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日	本会計年度 自 平成16年4月 1日 至 平成17年3月31日
I 業務収支		
1 財源		
国民年金対価見合収入	1,962,655	1,935,433
運用収入	152,278	104,365
その他の収入	3,021	1,641
一般会計からの受入	1,496,285	1,521,881
基礎年金勘定からの受入	2,153,429	2,007,558
財源合計	5,767,669	5,570,879
2 業務支出		
(1)業務支出(施設整備支出を除く)		
国民年金給付費	△ 2,229,305	△ 2,088,781
基礎年金勘定への繰入	△ 3,485,304	△ 3,543,719
業務勘定への繰入	△ 76,953	△ 81,858
その他の支出	△ 26,117	△ 27,199
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 5,817,680	△ 5,741,559
業務支出合計	△ 5,817,680	△ 5,741,559
業務収支	△ 50,010	△ 170,679
本年度収支	△ 50,010	△ 170,679
資金からの受入	50,010	170,679
資金への繰入	—	—
翌年度歳入繰入	—	—
収支に関する換算差額	—	—
資金本年度末残高	9,860,824	9,690,491
その他歳計外現金・預金本年度末残高	△ 4,009,171	△ 5,119,912
本年度末現金・預金残高	5,851,652	4,570,579

注記

(1) 重要な会計方針

① 有形固定資産の減価償却の方法

<有形固定資産>

- ・ 国有財産については、定率法によっている。
- ・ 物品については、定額法によっている。

② 出資金の評価基準及び評価方法

<市場価格のないもの>

個別法による原価法

但し、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行っている。

③ 引当金の計上基準及び算定方法

<貸倒引当金>

未納保険料その他返納金債権等の未収金について、過去の実績により算定している。

(2) 追加情報

① 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 財政法第 44 条の資金の名称、根拠法令及び内容

資金名	根拠法令	内容
積立金	国民年金特別会計 法第 12 条	決算上の剰余金を積み立てるために設置。

③ 業務費用計算書における収益の計上

「公的年金預り金増加額」において、公的年金預り金の減少額 367,463 百万円が計上されている。

④ 各財務書類における表示科目の説明

<貸借対照表>

- ・ 「現金・預金」には、当該年度末における支払元受高たる現金と財政融資資金預託金との合計額を計上している。
- ・ 「運用寄託金」には、年金資金運用基金への寄託金の合計額を計上している。

- ・「未収金」には、当該年度末における当該年度分、過年度分の雑収入等の未収額を計上している。
- ・「他会計繰入未収金」には、積立金に対し一般会計からの受入金として収納すべき未収額を計上している。
- ・「未収保険料」には、当該年度末における当該年度分、過年度分の保険料の未収額を計上している。
- ・「未収収益」には、財政融資資金預託金に係る未収利息を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金等の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、国有財産台帳に記載されている土地の価格を計上している。
- ・「立木竹」には、国有財産台帳に記載されている立木竹の価格を計上している。
- ・「建物」には、国有財産台帳に記載されている建物の価格から、定率法による減価償却累計額相当額を控除した額を計上している。
- ・「工作物」には、国有財産台帳に記載されている工作物の価格から、定率法による減価償却累計額相当額を控除した額を計上している。
- ・「船舶」には、国有財産台帳に記載されている船舶の価格から、定率法による減価償却累計額を控除した額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額 50 万円以上の機械器具等の重要物品について、定額法による減価償却累計額相当額を控除した額を計上している。
- ・「出資金」には、年金資金運用基金に対する出資額を計上している。
- ・「未払金」には、当該年度末における国民年金給付費に係る2・3月分の未払金を計上している。
- ・「公的年金預り金」には、国民年金の過去期間に対応する給付原価のうち積立金で賄われる部分、すなわち財政再計算における各年度末の所要積立金(実際の積立金の金額ではない)に相当する金額を計上している。

＜業務費用計算書＞

- ・「国民年金給付費」には、国民年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「公的年金預り金増加額」には、公的年金預り金の当期増加額を計上している。
- ・「基礎年金勘定への繰入」には、国民年金特別会計法第 4 条の規定により、基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、基礎年金勘定に繰り入れた額を計上している。
- ・「業務勘定への繰入」には、国民年金の福祉施設及び業務取扱の費用等を業務勘定で経理するため業務勘定へ繰り入れる額を計上している。
- ・「その他の経費」には、賠償償還及び払戻金等の経費を計上している。
- ・「減価償却費」には、建物、工作物等の償却資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒に伴う費用及び損失のうち当該年度の負担額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、たな卸資産、固定資産に係る処分損益を計上している。
- ・「出資金評価損」には、年金資金運用基金に対する出資金の評価減に伴う評価損を計上している。

＜資産・負債差額増減計算書＞

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書における本年度業務費用合計を計上している。
- ・「財源」には、自己収入と他会計からの受入の合計額を計上している。
- ・「自己収入」には、保険料収入等とその他の財源を計上している。
- ・「保険料収入」には、国民年金保険に係る保険料収入額を計上している。
- ・「運用益」には、利子収入を計上している。
- ・「その他の財源」には、支払調整金受入、雑収入及び雑益に係る収入額を計上している。
- ・「他会計（勘定）からの受入」には、一般会計等からの受入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、国民年金法第 85 条、国民年金法等の一部を改正する法律附則 34 条の規定により、国庫から受け入れた国庫負担金に係る収入額を計上している。
- ・「基礎年金勘定からの受入」には、国民年金特別会計法第 4 条第 2 項の規定により、基礎年金相当給付に要する費用に充てるための財源として基礎年金勘定から受け入れた額を計上している。
- ・「業務勘定からの受入」には、業務勘定における前年度の決算剰余金のうち国民年金勘定の積立金に組み入れられた額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、前年度末資産・負債差額に本年度業務費用合計、財源、無償所管換等を加減した額を計上している。

＜区分別収支計算書＞

- ・「国民年金対価見合収入」には、国民年金事業に必要な費用に充てるため被保険者から徴収した保険料の額を計上している。
- ・「運用収入」には、利子収入を計上している。
- ・「その他の収入」には、雑収入に係る収入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、国民年金法第 85 条、国民年金法等の一部を改正する法律附則 34 条の規定により、国庫から受け入れた国庫負担金に係る収入額を計上している。
- ・「基礎年金勘定からの受入」には、国民年金特別会計法第 4 条第 2 項の規定により、基礎年金相当給付に要する費用に充てるための財源として基礎年金勘定から受け入れた額を計上している。
- ・「国民年金給付費」には、国民年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「基礎年金勘定への繰入」には、国民年金特別会計法第 4 条の規定により、基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、基礎年金勘定に繰り入れた額を計上している。

- ・「業務勘定への繰入」には、国民年金の福祉施設及び業務取扱の費用等を業務勘定で経理するため業務勘定へ繰り入れる額を計上している。
- ・「その他の支出」には、賠償償還及び払戻金等の経費を計上している。
- ・「資金からの受入」には、決算処理による資金からの受入額を計上している。

- ⑤ その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報
- ・単位未満の計数の切り捨て及び 100 万円未満の計数の表示等
金額の単位は 100 万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。
100 万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「－」で表示している。

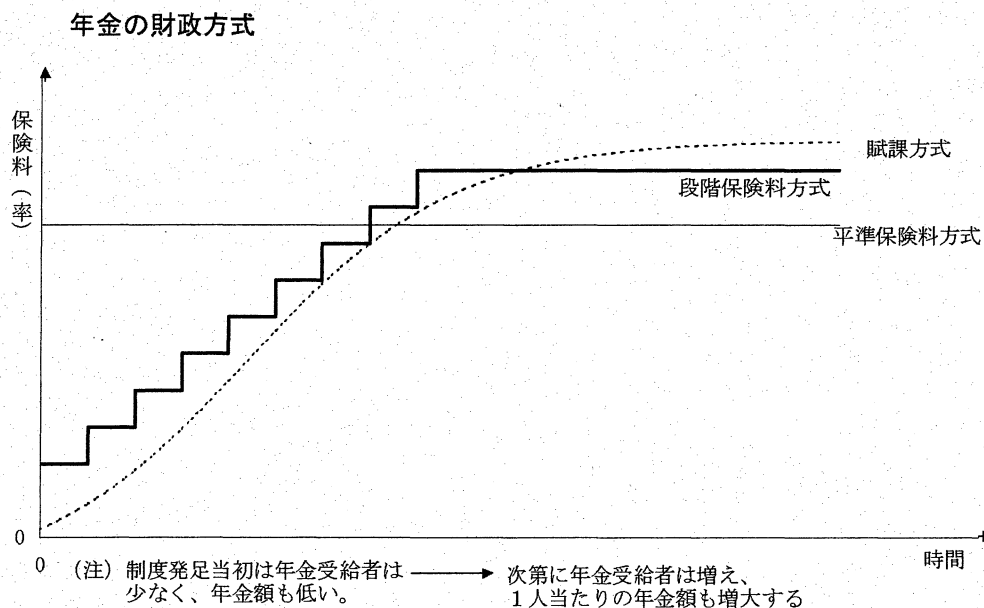
注記 財政再計算の概要（国民年金）

I. 国民年金の財政方式

国民年金においては、保険料率を将来に向けて、段階的に引き上げていくこととしている。国民年金より歴史の古い厚生年金の場合、昭和17（1942）年の制度発足当初（当時は労働者年金保険）には、財政方式として平準保険料方式が採用された。ここでの平準保険料率とは、将来にわたって一定率で収支均衡が図られるような保険料率のことである。しかし、戦後の昭和23（1948）年、急激なインフレの中、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定された。その後、昭和29（1954）年に抜本的な法律改正が行われた際にも、急激な保険料負担の増加を避けるため、再度、平準保険料率よりも低い保険料率が設定された。ただし、このとき以降、保険料率を将来に向けて段階的に引き上げていく段階保険料方式を採用し、財政再計算においては、単に当面の保険料率を設定するだけではなく保険料率の将来見通しを作成することとなった。

昭和48（1973）年に、物価や賃金の上昇に応じ、年金額の改定を行う仕組み（物価スライド・賃金再評価）が導入されたが、これ以降の財政再計算においては、スライドを考慮した将来見通しが作成され、この将来見通しに基づいて保険料率が設定されることとなった。

国民年金の場合も、制度発足当初の昭和36（1961）年、財政方式としては平準保険料方式が採用されたが、その後は厚生年金と同様、段階保険料方式がとられることとなった。なお、基礎年金給付を行うのに必要な費用は、毎年度、各公的年金制度からの拠出金で賦課方式的に賄うこととなっているが、厚生年金、国民年金（ここでは、自営業者等の第1号被保険者に係る国民年金勘定をいう。）等の各制度は、将来の支出に備え、賦課方式ではなく段階保険料方式によりその費用を準備している。



平成16(2004)年の改正では、保険料水準を段階的に引き上げて、平成29(2017)年度以降、一定の水準で固定し、給付水準を自動調整するという保険料水準固定方式がとられたが、この財政方

式についても、保険料水準の引き上げをあらかじめ想定し財政運営を行うという観点からは、段階保険料方式の一形態と考えることができる。

段階保険料方式は、制度の成熟や少子高齢化の進行に並行して保険料が引き上がる場合は、賦課方式の要素を持つと言える。一方、制度の成熟段階で積立金を形成し、将来、これを活用することにより一定の保険料水準で運営を行うところは積立方式の要素を持つ。

国民年金は、現在の積立金の水準からみれば賦課方式を基本とした方式であり、また、平成16(2004)年の改正では、100年後の積立金を支出の1年分とする財政方式が取られたことから、今後も積立金水準から見ると、賦課方式を基本とした財政方式といえる。

II. 国民年金の財政見通し（平成 16(2004)年財政再計算）

（1）前提条件

平成 16（2004）年の法改正後の制度を前提とし、以下のような前提に基づいている。

① 将来推計人口（少子高齢化の状況）の前提

- ・ 「日本の将来推計人口（平成 14 年 1 月推計）」の中位推計を使用。

＜中位推計の前提＞

合計特殊出生率		平均寿命	
平成 12(2000)年 (実績)	平成 62(2050)年	平成 12(2000)年 (実績)	平成 62(2050)年
1.36	→ 1.39	男：77.64 年 女：84.62 年	→ 80.95 年 → 89.22 年

② 労働力率の前提

- ・ 「労働力率の見通し」（平成 14 年 7 月職業安定局推計）を使用。推計期間は 2025 年までであるため、以降は 2025 年の数値で一定としている。

	平成 13(2001)年 (実績)	平成 62(2050)年
男性 60～64 歳	72.0%	→ 85.0%
女性 30～34 歳	58.8%	→ 65.0%

③ 経済前提

(a) 物価上昇率

- ・ 平成 20(2008)年までは「改革と展望－2003 年度改定」に準拠。
- ・ 平成 21(2009)年度以降は、消費者物価上昇率の過去 20 年（昭和 58～平成 14（1983～2002）年）平均が 1.0%であること及び「改革と展望－2003 年度改定」において平成 16～20（2004～2008）年度平均の消費者物価上昇率が 1.0%であることから、1.0%と設定。

(b) 賃金上昇率、運用利回り

- ・ 平成 16（2004）～20（2008）年度は「改革と展望－2003 年度改定」に準拠。

- ・ 平成 21 (2009) 年度以降は、社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設定。
(構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み(年次経済財政報告(内閣府))に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計。)

	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21以降 (2009)
物価上昇率	-0.3	-0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	1.0
賃金上昇率 [実質]	0.0 [0.3]	0.6 [0.8]	1.3 [0.8]	2.0 [0.8]	2.3 [0.8]	2.7 [0.8]	2.1 [1.1]
運用利回り [実質(対賃 金上昇率)]	0.8 [0.8]	0.9 [0.3]	1.6 [0.3]	2.3 [0.3]	2.6 0.3]	3.0 [0.3]	3.2 [1.1]

(注) 運用利回りは自主運用分の利回りの前提である。平成 19 年度までの運用利回りは、これに財
投預託分の運用利回り(平成 14 年度末の預託実績より算出)を勘案した数値となる。

④ その他の前提

- ・ 財政再計算においては、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データを基礎として、
将来の状態を年次別に推計し、財政見通しを作成している。
- ・ その推計にあたっては、上記①～③の諸前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提(障
害年金の発生率等)を用いている。

(2) 財政見通し

平成 16 年財政再計算における国民年金の財政見通しは、次表のとおりである。

国民年金の財政見通し(平成 16 年財政再計算)

年度	保険料月 額 (16年度 価格)	収入合計			支出 合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度 価格)	積立 度合
			保険 料 収入	運用 収入					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19(2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20(2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21(2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22(2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27(2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.7	13.8	11.7	2.2
32(2020)	16,900	7.3	3.4	0.6	6.4	0.9	17.9	13.6	2.6

年度	保険料月額 (16年度 価格)	収入合計			支出 合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度 価格)	積立 度合
		保険 料 収入	運用 収入						
37(2025)	16,900	8.1	3.7	0.7	7.0	1.1	23.2	15.9	3.2
42(2030)	16,900	9.2	4.0	0.9	8.0	1.2	29.2	18.1	3.5
52(2040)	16,900	11.2	4.3	1.2	10.6	0.6	38.7	19.4	3.6
62(2050)	16,900	13.1	4.7	1.3	13.0	0.1	42.0	17.2	3.2
72(2060)	16,900	14.7	5.3	1.3	14.8	-0.1	41.9	13.9	2.8
82(2070)	16,900	16.1	5.8	1.3	16.5	-0.3	39.7	10.7	2.4
92(2080)	16,900	17.7	6.5	1.1	18.2	-0.5	35.2	7.7	2.0
102(2090)	16,900	19.5	7.5	0.9	20.2	-0.7	29.0	5.2	1.5
112(2100)	16,900	21.6	8.6	0.7	22.4	-0.8	21.6	3.1	1.0

(注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

Ⅲ. 国民年金に係る会計処理

(1) 負債計上の考え方

国民年金は、保険料支払いにより年金給付が行われるという社会保険方式が採られており、保険料の支払いによって、制度の運営者である国(特別会計)に年金を支給する義務が生じることから、過去期間対応の給付現価自体を負債として計上するという考え方がある。しかしながら、社会保障制度としての国民年金は、私的年金とは異なり、事前に積み立てるのではなく、一定の積立金を保有しつつも、賦課方式(その時々々の年金をその時々々の保険料で賄う方式)を基本とした財政計画を立てているものであることから、財政再計算の財政見通し上の各年度末積立金に相当する額を公的年金預り金の科目で負債計上することとする。

(2) 国民年金の公的年金預り金について

①発生主義等の調整

貸借対照表においては、財政再計算上の積立金を公的年金預り金として負債計上するとともに、未収保険料や未払金などの計上が要請されているが、一方で財政再計算の財政見通しは、現金ベースの見通しとなっている。

例えば2, 3月分の給付費は、翌年度の4月に支払われるため、財政再計算においては翌年度の支出として認識されており、年度末の積立金には当該給付の財源が含まれている。貸借対照表において、2, 3月分の給付費に相当する額は未払金として負債計上されるが、公的年金預り金として財政再計算上の積立金をそのまま負債計上すると、当該給付費に相当する額が二重計上となる。

また、繰延国庫負担の取扱いに関して、財政再計算では、100年もの長期にわたる見通しであるという性格に鑑みて、利息分も含めて積立金として取り扱っているが、貸借対照表では元本の

みが資産として計上されており、直接的に比較出来ないものとなっている。

このようなことなどから、公的年金預り金の計上にあたっては、財政再計算上の積立金の見通し額に未収保険料相当額を加え、未払金相当額及び繰延国庫負担の利息相当額を控除するという補正を行っている。

②平成 16 年財政再計算の実施に伴う取扱い

平成16年に財政再計算が実施されたことから平成15年度の貸借対照表では新しい財政再計算の見通しに基づいて公的年金預り金の計上を行っている。これに伴い、平成15年度においては、以下のような整理を行っている。

(貸借対照表)

平成15年度末公的年金預り金には、平成16年財政再計算における平成15年度末所要積立金に相当する額を計上している。

(業務費用計算書)

平成15年度公的年金増加額には、平成16年財政再計算に基づく平成14年度末公的年金預り金と平成15年度末公的年金預り金との差額を計上している。

(資産負債差額増減計算書)

平成15年度において、公的年金預り金の算出基礎を平成11年財政再計算から平成16年財政再計算に変更したこと等に伴う影響額を「公的年金再計算差額」に計上している。当該影響額は、平成11年財政再計算に基づき算出された平成14年度末公的年金預り金12,500,000百万円と、平成16年財政再計算に基づき算出された平成14年度末公的年金預り金9,607,945百万円との差額2,892,055百万円である。

(百万円)		
	平成 14 年度	平成 15 年度
1 1 年財政再計算における予定積立金額	12,500,000	12,600,000
公 的 年 金 預 り 金 A	12,500,000	12,600,000
↓ 変更		
	平成 14 年度	平成 15 年度
1 6 年財政再計算における予定積立金額	11,425,900	11,300,000
(－) 繰延国庫負担の利息相当分	1,510,700	1,547,000
(＋) 未収保険料	2,127,396	2,292,665
(＋) 未収保険料償却引当金	-1,489,177	-1,604,866
(－) 未払金	945,474	910,798
公 的 年 金 預 り 金	9,607,945	9,530,001
-77,944 ↑		
財政再計算の入替による影響 (B－A)	-2,892,055	

IV. 財政見通し上の積立金と実際の積立金の差異について

財政見通し上の積立金と実際の積立金との差異の要因については次表のとおりである。

なお、財政見通しは、平成 14 年度までについては平成 11 年財政再計算、平成 15 年度以降については平成 16 年財政再計算である。

①平成 12 年度

(単位：兆円)

	収入				支出				収支残	年度末 積立金
	保険料	運 用 収 入	その他	計	給付費	基礎年金 拠出金	その他	計		
実績(特別会計)(A)	2.0	0.3	1.4	3.6	0.1	3.1	0.1	3.3	0.4	11.8
収支見通し(B)	2.0	0.4	1.5	3.9	0.1	3.3	0.1	3.5	0.4	12.1
差額(A-B)	0.0	▲0.1	▲0.1	▲0.3	0.0	▲0.2	0.0	▲0.2	0.0	▲0.3
要因		※1	※2			※3				

注：実績においては、収支見通しと直接比較ができるよう基礎年金交付金（2.6 兆円）を収支両面（支出においては給付費）から控除し、積立金に国庫負担の繰延（2.0 兆円（平準化の利子を含む））を加えた。

要因

- ※1 見通し上の積立金には国庫負担の繰延分を含んでいること
運用利回りが見込みより下回ったこと（見込み 3.47%、実績 2.98%）。
- ※2 基礎年金拠出金の差から生じる国庫負担の差によるもの。
- ※3 実績における基礎年金拠出金の確定値は 3.3 兆円である（実績（決算）値は当年度概算分と前々年度精算分からなる）。

②平成 13 年度

(単位：兆円)

	収入				支出				収支残	年度末 積立金
	保険料	運 用 収 入	その他	計	給付費	基礎年金 拠出金	その他	計		
実績(特別会計)(A)	2.0	0.2 [0.1]	1.4	3.6 [3.5]	0.1	3.3	0.1	3.5	0.1 [0.0]	11.8 [11.7]
収支見通し(B)	2.0	0.4	1.5	3.9	0.1	3.4	0.1	3.6	0.3	12.4
差額(A-B)	0.0	▲0.2 [▲0.3]	▲0.1	▲0.3 [▲0.4]	0.0	▲0.1	0.0	▲0.1	▲0.2 [▲0.3]	▲0.6 [▲0.7]
要因		※1	※2			※3				

注 1：実績においては、収支見通しと直接比較ができるよう基礎年金交付金（2.4 兆円）を収支両面（支出においては給付費）から控除し、積立金に国庫負担の繰延（1.9 兆円（平準化の利子を含む））を加えた。

注 2：□ 内は、年金資金運用基金における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、国民年金の特別会計の決算とは異なる。なお、時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産（承継資産）に係る損益を含めている。

要因

- ※1 見通し上の積立金には国庫負担の繰延分を含んでいること
運用利回りが見込みより下回ったこと（見込み 3.27%、実績 2.57%[1.29%]）
- ※2 基礎年金拠出金の差から生じる国庫負担の差によるもの。
- ※3 実績における基礎年金拠出金の確定値は 3.4 兆円である（実績（決算）値は当年度概算分と前々年度精算分からなる）。

③平成14年度

(単位：兆円)

	収入				支出				収支残	年度末 積立金
	保険料	運用 収入	その他	計	給付費	基礎年金 拠出金	その他	計		
実績(特別会計)(A)	1.9	0.2 [▲0.0]	1.5	3.5 [3.3]	0.1	3.4	0.1	3.6	▲0.0 [▲0.3]	11.9 [11.4]
収支見通し(B)	2.0	0.4	1.5	3.9	0.1	3.6	0.1	3.7	0.2	12.5
差額(A-B)	▲0.1	▲0.2 [▲0.4]	0.0	▲0.4 [▲0.6]	0.0	▲0.1	0.0	▲0.1	▲0.2 [▲0.5]	▲0.6 [▲1.1]
要因		※1				※2				

注1：実績においては、収支見通しと直接比較ができるよう基礎年金交付金（2.3兆円）を収支両面（支出においては給付費）から控除し、積立金に国庫負担の繰延（2.0兆円（平準化の利子含む））を加えた。

注2：[]内は、年金資金運用基金における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、国民年金の特別会計の決算とは異なる。なお、時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産（承継資産）に係る損益を含めている。

要因

- ※1 見通し上の積立金には国庫負担の繰延分を含んでいること
運用利回りが見込みより下回ったこと（見込み3.28%、実績2.50%[▲0.39%]）
- ※2 実績における基礎年金拠出金の確定値は3.6兆円である（実績（決算）値は当年度概算分と前々年度精算分からなる）。

④平成15年度

(単位：兆円)

	収入				支出				収支残	年度末 積立金
	保険料	運用 収入	その他	計	給付費	基礎年金 拠出金	その他	計		
実績(特別会計)(A)	2.0	0.2 [0.4]	1.5	3.6 [3.9]	0.1	3.5	0.1	3.7	▲0.0 [0.2]	11.9 [11.7]
収支見通し(B)	1.9	0.2	1.6	3.6	0.1	3.6	0.1	3.8	▲0.2	11.3
差額(A-B)	0.1	0.0 [0.2]	▲0.1	0.0 [0.3]	0.0	▲0.1	0.0	▲0.1	0.2 [0.4]	0.6 [0.4]
要因		※1				※2				

注1：実績においては、収支見通しと直接比較ができるよう基礎年金交付金（2.2兆円）を収支両面（支出においては給付費）から控除し、積立金に国庫負担の繰延（2.0兆円（平準化の利子含む））を加えた。

注2：[]内は、年金資金運用基金における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、国民年金の特別会計の決算とは異なる。なお、時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産（承継資産）に係る損益を含めている。

要因

- ※1 見通し上の積立金には国庫負担の繰延分を含んでいるものの、運用利回りが見込みより上回ったこと（見込み1.90%、実績2.34%[4.78%]）
- ※2 実績における基礎年金拠出金の確定値は3.6兆円である（実績（決算）値は当年度概算分と前々年度精算分からなる）。

⑤平成16年度

(単位：兆円)

	収入				支出				収支残	年度末 積立金
	保険料	運 用 収 入	その他	計	給付費	基礎年金 拠出金	その他	計		
実績(特別会計)(A)	1.9	0.1 [0.3]	1.5	3.5 [3.7]	0.1	3.5	0.1	3.7	▲0.2 [▲0.0]	11.7 [11.7]
収支見通し(B)	2.0	0.2	1.6	3.8	0.1	3.9	0.1	4.0	▲0.3	11.0
差額(A-B)	▲0.1	▲0.1 [0.1]	▲0.1	▲0.3 [▲0.1]	0.0	▲0.4	0.0	▲0.3	0.1 [0.3]	0.7 [0.7]
要因	※1	※2	※1			※1, ※3				

注1：実績においては、収支見通しと直接比較ができるよう基礎年金交付金（2.0兆円）を収支両面（支出においては給付費）から控除し、積立金に国庫負担の繰延（2.0兆円（平準化の利子含む））を加えた。

注2：[]内は、年金資金運用基金における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、国民年金の特別会計の決算とは異なる。なお、時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産（承継資産）に係る損益を含めている。

要因

- ※1 保険料納付率の実績が見込みを下回ったこと（見込み67.1%、実績63.6%）
これに伴って基礎年金拠出金及びそれに係る国庫負担も減少
- ※2 運用利回りの見込みと実績の相違（見込み0.96%、実績2.02%[2.77%]）
実績における簿価ベースの運用収入は、財政融資資金預託分（年度末残高5.9兆円）に係るもの
- ※3 実績における基礎年金拠出金の確定値は3.7兆円である（実績（決算）値は当年度概算分と前々年度精算分からなる）。

V. 国民年金の給付現価と財源構成について

(1) 給付現価と財源構成の考え方

公的年金の給付財源は、保険料収入、国庫負担及び積立金（元本の取崩し及び運用収入）であり、毎年度の年金給付はこれらの収入により賄われている。以下では、平成 16 年の改正後における公的年金の給付現価と財源構成について、今後概ね 100 年間にわたり均衡している年金給付とその財源を、全て現時点（平成 16 年度）の価格に換算して一時金で表すことにより、公的年金の財源と給付の内訳を示している。

(2) 給付現価の換算について

積立方式の企業年金等において責任準備金（現時点で保有すべき積立金）を計算する場合に、今後の積立金の運用収入を考慮し、将来の支出を賄うために現時点で必要な積立金の額を計算する必要があるため、運用利回りを用いて換算する。しかし、公的年金では賦課方式を基本とした財政方式を採用していることに着目すれば、将来の年金給付や保険料負担等の規模の把握という観点から賃金上昇率で換算する方法も考えられる。そこで、以下ではこの 2 通りの方法による推計を示している。

なお、それぞれの長期的な（平成 21（2009）年度～）経済前提は次の通りである。

- 賃金上昇率 2.1%
- 物価上昇率 1.0%
- 運用利回り 3.2%
- 可処分所得上昇率 2.1%（ただし、平成 29（2017）年度までは 1.9%）

① 運用利回りによる換算

財 源
合計 280 兆円

保険料 120 兆円	
うち保険料率 13.58%に相当する分 100 兆円	
積立金から得られる財源 10 兆円 (積立金の取崩し及び運用収入)	
国庫負担 150 兆円	
過去期間に係る分 (平成 16 年度以前) 60 兆円 うち受給者分 30 兆円	将来期間に係る分 (平成 17 年度以降) 80 兆円

平成 16 年度末

給 付
合計 280 兆円

過去期間に係る分 (平成 16 年度以前) 120 兆円 うち受給者分 50 兆円	将来期間に係る分 (平成 17 年度以降) 160 兆円
---	------------------------------------

平成 16 年度末

② 賃金上昇率による換算

財 源
合計 440 兆円

保険料 180 兆円	
うち保険料率 13.58%に相当する分 140 兆円	
積立金から得られる財源 20 兆円 (積立金の取崩し及び運用収入)	
国庫負担 230 兆円	
過去期間に係る分 (平成 16 年度以前) 80 兆円 うち受給者分 30 兆円	将来期間に係る分 (平成 17 年度以降) 160 兆円

平成 16 年度末

給 付
合計 440 兆円

過去期間に係る分 (平成 16 年度以前) 150 兆円 うち受給者分 60 兆円	将来期間に係る分 (平成 17 年度以降) 290 兆円
---	------------------------------------

平成 16 年度末

VI. 平成 16 (2004) 年の制度改革について

厚生年金・国民年金については、少子高齢化の一層の進行等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、制度に対する信頼を確保するため、保険料の将来水準を法定し、年金額的水準を自動的に調整する制度を導入するとともに、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げていくこととする等の制度改革が平成16年に行われた。

(1) 給付と負担の見直し

厚生年金及び国民年金においては、物価や賃金の変動に応じ年金額の改定を行う仕組み（物価スライド・賃金再評価）が採られ、他方、保険料（率）については、将来に向けて段階的に必要な引上げを行っていくこととされてきたところである。

しかしながら、少子高齢化が急速に進行し、保険料負担が著しく増大することが予想される中では、将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう給付と負担の関係を見直し、人口や社会経済の変動に柔軟に対応できる持続可能な年金制度を構築する必要がある。

このようなことから、平成16年の年金制度改革において、財政均衡期間（概ね100年）の最終年度における積立金水準を支払準備金程度とし、その期間で給付と負担の均衡を図る考え方を採用した上で、保険料水準を法定し、給付水準を調整する仕組みが導入された。なお、給付水準については、年金の受給開始時において現役世代の平均的な賃金との対比で適切な水準を確保することとされている。

(2) 保険料水準と給付水準

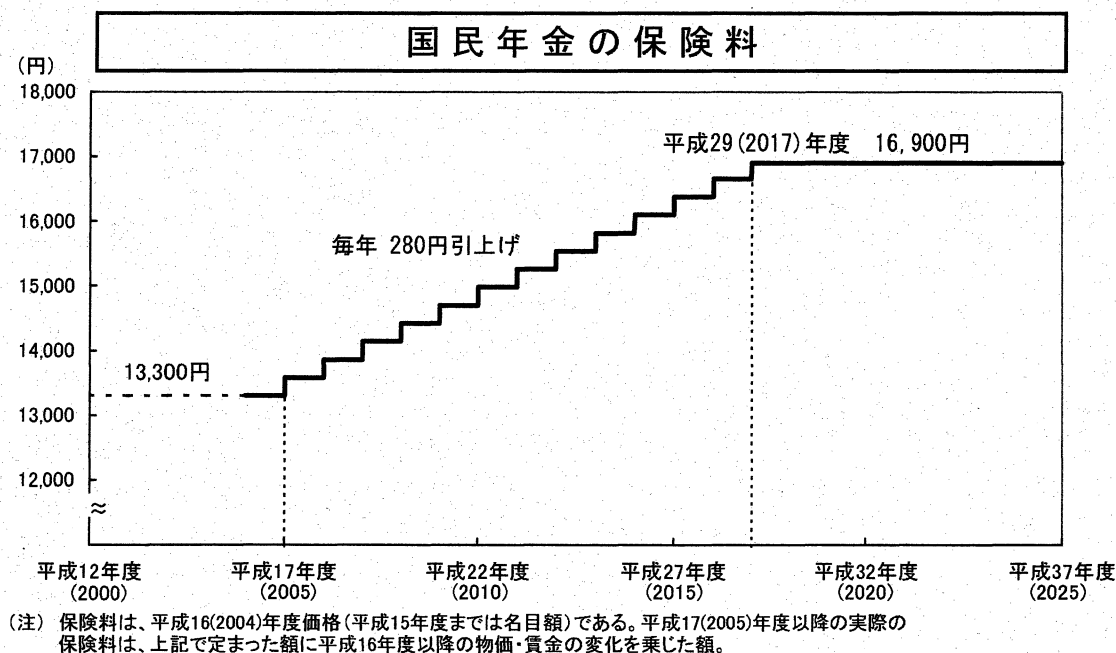
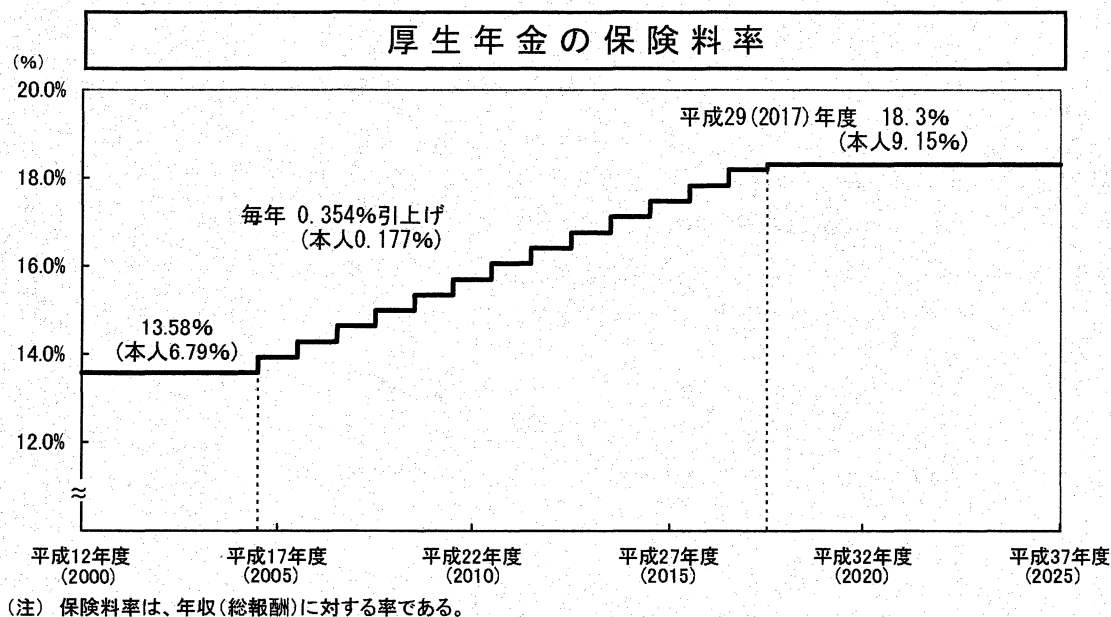
① 保険料水準と給付水準

平成16(2004)年の年金制度改革においては、将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう、将来の保険料水準を法定し、その上で、年金を支える力である現役世代の保険料負担能力の動向等に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを導入することとされた。

具体的には、厚生年金の保険料率は、平成16（2004）年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29年（2017）年度以降は18.30%とすることとしている。また、国民年金の保険料（月額）は、平成17（2005）年4月から毎年280円（平成16年度価格）ずつ引き上げ、平成29（2017）年度以降は16,900円（平成16年度価格）としている。

給付水準については、標準的な年金受給世帯の年金受給開始時点における年金額（夫婦の基礎年金を含む厚生年金）が、その時点の現役世代の平均収入の50%を上回る水準を確保することとしている（平成35（2023）年度以降50.2%となる見込み）。

（注）標準的な年金受給世帯とは、夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯をいう。



(注1) 平成16年度価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したものである。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金変動率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金変動の状況に応じて変化するものである。

(注2) 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者(月収36.0万円(ボーナスは年2回合計で月収3.6ヶ月分))の場合、毎年保険料率の引上げにより、月650円程度(ボーナス1回につき1,150円程度)保険料負担(被保険者分)が増加する。

② マクロ経済スライドによる給付調整

保険料水準を固定する方式の下で年金財政を均衡させるためには、給付が固定された保険料水準による収入の範囲内で賄えるものとなるよう給付水準を調整する必要がある。そこで、

約 100 年間の財政均衡期間にわたって財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、以下の改定指標で年金額の改定を行うことにより、給付水準を自動的に調整することとしている（マクロ経済スライド）。

- 新規裁定者（68 歳未満の受給権者）： $1 \text{ 人あたり名目手取り賃金変動率} \times \text{調整率}$
- 既裁定者（68 歳以上の受給権者）： $\text{物価変動率} \times \text{調整率}$

*調整率： $\text{公的年金被保険者数変動率} \times 0.997$

（0.997 は平均的な年金受給期間（平均余命）の変化率の逆数等を勘案した一定率）

（参考）通常（財政が均衡すると見込まれる場合）は、以下の改定指標で年金額の改定を行う。

- 新規裁定者（68 歳未満の受給権者）： 1 人あたり名目手取り賃金変動率
- 既裁定者（68 歳以上の受給権者）： 物価変動率

（注） 保険料水準を固定する方式では、保険料（率）の再計算は必要なくなったが、5 年ごとにその時点以降の長期的な財政収支の見通しが作成される。そこでは、マクロ経済スライドによる給付調整の要否が検証されるとともに、マクロ経済スライドが行われる場合には、給付の調整期間や将来の給付水準の見通しが示されることとなる。

③ 積立金の水準

これまでの年金財政の計算にあたっては、遠い将来にわたって給付と負担を均衡させる考え方（永久均衡方式）が採用されていた。この結果、将来の高齢化率が高い見通しとなっている下では、運用収入を活用するため、積立金水準は将来にわたって一定の水準を維持することが必要とされていた。

今回の改正では、こうした仕組みに代えて、年金財政の計算上、給付と負担の均衡を図るべき期間を既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間として、100 年程度の期間について給付と負担の均衡を図る考え方（有限均衡方式）が採用された。有限均衡方式では、5 年ごとに行う財政の現況及び将来の見通しの作成ごとに、財政均衡期間を移動させることにより、少子化の状況や経済の見通しの状況などを踏まえながら、常に 100 年程度の期間で年金財政を見直していくことにより、将来にわたる財政均衡を確保することとしている。

この方式では、積立金水準について、財政均衡期間の最終年度における目標を設定することとなる。今後の年金財政計算では、遠い将来において現時点では予測できないような大きな変化が生じることも否定できないことを考慮しつつ、将来に向けて積立金水準を抑制していくことを基本に考え、最終年度に積立金水準を給付費の 1 年分程度とすることとしている。

（3）基礎年金国庫負担金の引上げ

平成 16(2004)年の年金制度改正においては、基礎年金の国庫負担割合について、所要の財源を確保した上で 2 分の 1 に引き上げていくこととされた。引き上げは平成 16 年度から着手し、平成 21 年度までに完了する。

（注） 財政再計算においては、平成 20 年度までの間の基礎年金に係る国庫負担は、従来の 3 分の 1 に、平成 16（2004）年度は 272 億円、平成 17（2005）～20（2008）年度は 1000 分の 11 をを加えたものとしている。

(参考) 国民年金の平成 11 年財政再計算について

(1) 平成 11 (1999) 年財政再計算の前提

平成 11 (1999) 年の財政再計算に際しては、以下のような数値を用いている。

①将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口 (平成 9 (1997) 年 1 月) における中位推計を用いている。前提となった出生率等の主な指標は次のとおりである。

(65 歳以上人口) / (20～64 歳人口)	64.6%
平均寿命	男 79.43 年
	女 86.47 年
合計特殊出生率	1.61

(いずれも平成 62(2050)年の値)

②労働力率の見通し

労働省職業安定局推計 (平成 10 (1998) 年 10 月) を用いている。平成 37 (2025) 年に向けて、男子の労働力率は 60 歳台前半において若干上昇、女子の労働力率は 20 歳台後半以上のすべての年齢層において上昇する見通しとなっている。

③基礎数

直近の被保険者 (加入者)・年金受給者の統計データであり、実績に基づき設定している。

④基礎率 (人口学的要素)

被保険者 (加入者) 数、年金受給者数が今後どのように変化していくのかを推計するための率であり、実績に基づき設定している。

⑤基礎率 (経済的要素)

年金制度は長期的な制度であることから、経済的要素の前提は長期的な観点から設定すべきものである。このことから、経済的要素の前提については、これら各要素および関連指標の過去の実績および公表されている経済関係の将来見通しを踏まえ、具体的に、次のように設定している。

ア. 物価上昇率

物価上昇率は、過去の実績 (過去 10 年間平均で 1.5%) を踏まえ、1.5% と設定している。

イ. 賃金上昇率

実質賃金上昇率 (= 賃金上昇率 - 物価上昇率) は、過去の実績 (過去 10 年間平均で 1.0%) や将来の実質 GDP 成長率の見通し (おおむね 1% 程度) を踏まえ 1.0% とし、賃金上昇率を実質賃金上昇率 (1.0%) + 物価上昇率 (1.5%) より 2.5% と設定している。

ウ. 運用利回り

年金積立金の運用は国内債券が中心的な役割を果たすことから、運用利回りは国内債券を軸に設定することとなる。

ここで、資金運用部への新規預託金利が過去の実績で賃金上昇率を1.5%程度上回っている（注1）ことや、国内債券収益率が過去の実績で短期金利を1.5%程度上回っている（注2）ことから（短期金利を賃金上昇率2.5%と同程度とみる）、運用利回りを4%程度と設定している。

（注1）資金運用部への新規預託金利は、過去10年間平均で標準報酬上昇率を1.7%超過。

（注2）近年、短期金利の異常な低下により国内債券収益率の短期金利からの超過リターンが拡大していることから、直近5年間を除いて、過去20年間の短期金利からの超過リターンをみると、その実績平均は1.5%程度。

エ. 年金改定率（新規裁定者分）

新規に裁定される年金額は、現役の可処分所得の伸びにあわせて決定されるので、将来的には、賃金上昇率と同じく、年当たり2.5%としているが、今後当分の間、現役の負担が大きくなることから、平成36（2024）年財政再計算期までは2.3%としている。

なお、国民年金は、賃金（消費水準）や物価の上昇に応じて年金額が引き上げられる仕組みとなっているので、最終保険料は、運用利回りと賃金や物価の上昇率との相対関係で決まる。すなわち、金利の低下により積立金の運用利回りが低下したとしても、同程度に、賃金や物価の上昇率も低くなっていれば、年金財政（最終保険料水準）に大きな影響を与えない。

⑥保険料計画の基本的考え方

国民年金の保険料について、現在の世代と将来の世代の負担の公平を図るとともに、積立金の運用収入の活用を通じて、将来の保険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料の段階的な引上げを行うこととしている。

（2）平成11（1999）年財政再計算における将来見通し

①被保険者（加入者）数、受給者数の見通し

基礎年金の支え手である基礎年金拠出金算定対象者数は平成12（2000）年度には62.3百万人であるが、労働力人口の減少を反映して、年々減少し、平成37（2025）年度には52.6百万人になる見通しである。また、国民年金の第1号被保険者数は、平成12（2000）年度には12.8百万人であるが、労働力人口の被用者化が進む見込みと労働力人口そのものの減少の見込みから以降は減少し、平成37（2025）年度には10.1百万人となる見通しである。

老齢基礎年金の受給者数は、平成12（2000）年度には20.8百万人であるが、平成37（2025）年度には33.5百万人へと急激に増加する見通しとなっている。また、老齢基礎年金の受給者数の被保険者（加入者）数に対する比率は、平成12（2000）年度には29.8%であるが、平成37（2025）年度には55.7%へと急減に上昇する見通しである。

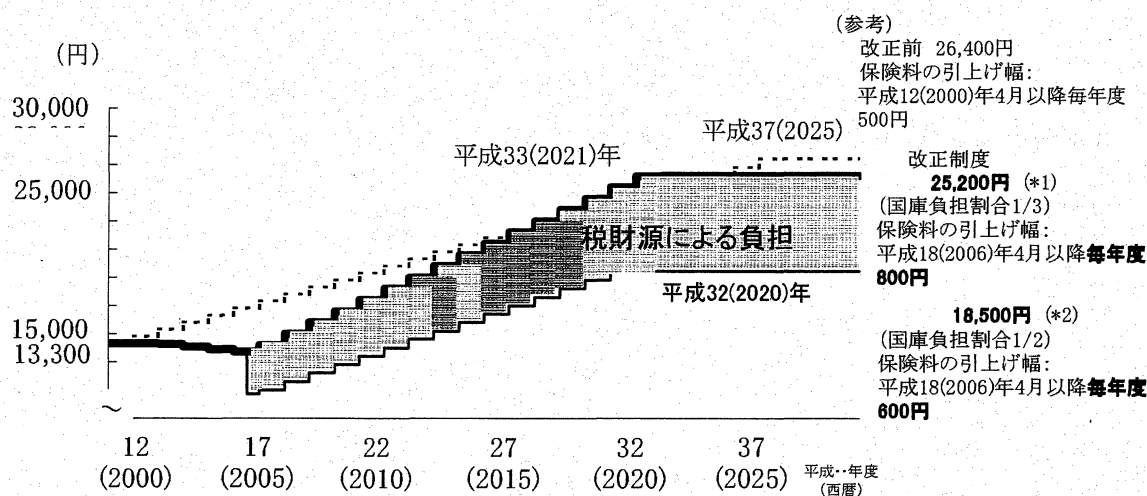
②保険料の将来見通し

平成12年改正前制度のままでは、平成12（2000）年4月以降、毎年の保険料の引上げ幅を500円（平成11（1999）年度価格）とした場合、平成37（2025）年4月以降の保険料は26,400円（平成11（1999）年度価格）となる。

平成12年改正制度では、保険料率を5年間据え置き、平成16（2004）年10月の国庫負担割合の1/2への引上げ時に3,000円（平成11（1999）年度価格）引き下げ、平成17

(2005) 年 4 月に 10,000 円 (平成 11(1999)年度価格) とし、以降は毎年度 600 円 (平成 11(1999)年度価格) ずつ引き上げると平成 32(2020) 年 4 月以降の保険料は 18,500 円 (平成 11(1999)年度価格) となると見込まれる。国庫負担割合の引き上げを行わない場合には、保険料は 5 年間据え置き、平成 17(2005)年 4 月に 13,200 円 (平成 11(1999)年度価格) とし、以降毎年 800 円 (平成 11(1999)年度価格) ずつ引き上げると、平成 32(2020)年 4 月以降 25,200 円 (平成 11(1999)年度価格) となると見込まれる。

国民年金の保険料月額の見通し



(*1) 保険料 5 年間据置き

国庫負担割合 1/3

(*2) 保険料 5 年間据置き

国庫負担割合 1/2 に上げ 保険料 3,000 円軽減 (5 年後)

国庫負担割合を 1/2 に引き上げるためには、基礎年金全体で、引上げ分として、平成 16(2004)年度 2.7 兆円 (満年度ベース)、平成 37(2025)年度 3.8 兆円の税財源の確保が必要となる (平成 11(1999)年度価格)。

(*3) 保険料は、すべて平成 11(1999)年度価格

③財政の将来見通し

国民年金の長期的な財政見通しは、次のとおりである。平成 12 年改正制度では、平成 12 (2000) 年度には積立度合 (前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率) は 3.3 であるが、徐々に低下していき、平成 37 (2025) 年度には 2.6、平成 62 (2050) 年度には 2.4 (国庫負担割合 1/3 の場合には 2.5) となっている。

国民年金の財政見通し（平成12年改正制度、国庫負担割合1／2の場合）

年度	保険料月額 (平成11 (1999)年度 価格)	収入合計			支出合計	収 支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 〔11年度 価格〕	積立度合
		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
12(2000)	13,300	3.9	2.0	0.4	3.5	0.4	12.1	12.0	3.3
13(2001)	13,287	3.9	2.0	0.4	3.6	0.3	12.4	12.2	3.4
14(2002)	13,090	3.9	2.0	0.4	3.7	0.2	12.5	12.2	3.3
15(2003)	12,897	3.9	1.9	0.4	3.9	0.1	12.6	12.0	3.3
16(2004)	12,706	4.1	1.7	0.4	4.1	0.0	12.6	11.6	3.1
17(2005)	10,000	4.4	1.6	0.5	4.3	0.1	12.8	11.5	2.9
22(2010)	13,000	5.7	2.1	0.5	5.4	0.3	13.9	11.2	2.5
27(2015)	16,000	7.1	2.8	0.6	6.6	0.5	15.9	11.4	2.3
32(2020)	18,500	8.6	3.5	0.7	7.7	0.9	19.3	12.4	2.4
37(2025)	18,500	9.8	3.9	0.9	8.8	1.0	23.8	13.6	2.6
42(2030)	18,500	11.1	4.3	1.1	10.0	1.1	28.8	14.5	2.8
52(2040)	18,500	13.7	4.8	1.4	13.1	0.6	36.5	14.4	2.7
57(2050)	18,500	15.9	5.4	1.5	15.6	0.3	39.4	12.1	2.5
62(2060)	18,500	18.4	6.5	1.7	17.6	0.8	43.8	10.5	2.4

(注)

1. 保険料は5年間据置き、平成16(2004)年度の国庫負担割合引上げ時に3,000円（平成11(1999)年度価格）引き下げ、平成17(2005)年4月に10,000円（平成11(1999)年度価格）とする。以降は毎年度に600円（平成11(1999)年度価格）ずつ引き上げるものとしている。国庫負担割合は平成16(2004)年10月より1／2としている。
2. 物価上昇率 1. 5%
運用利回り 4. 0%
年金改定率（新規裁定者分、年当たり）2. 5%
（ただし、平成36年財政再計算期までは2. 3%）
3. 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

附属明細書

(単位:百万円)

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 未収金の明細

内容	相手先	本年度末残高
年金返納金	受給者等	1,294
合計		1,294

② 固定資産の明細

区分	前年度末 残高	本年度 増加額	本年度 減少額	本年度 減価償却額	評価差額 (本年度発生 分)	本年度末 残高
(有形固定資産)						
国有財産(公共用 財産を除く)	115,032	1,049	284	4,097	—	111,699
土地	52,158	123	100	—	—	52,182
立木竹	202	—	0	—	—	202
建物	41,583	550	120	2,062	—	39,951
工作物	21,088	375	64	2,034	—	19,363
船舶	0	—	—	0	—	0
物品	1,772	92	70	129	—	1,665
合計	116,805	1,142	355	4,227	—	113,365

③ 出資金の明細

出資金の増減の明細

種類	前年度末 残高	評価差額 の戻入	本年度 増加額	本年度 減少額	評価差額(本年 度発生分)	強制 評価減	本年度末 残高
出資金	31,902	—	45	—	—	6,062	25,884
合計	31,902	—	45	—	—	6,062	25,884

市場価格のない出資金の純資産額等の明細

出資先	出資金額 (国有財産台 帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	特別会計 からの 出資額 (E)	出資割 合 (F=E/ D)	純資産額 による 算出額 (G=C× F)	貸借対照表 計上額	使用財務 諸表
年金資金運 用基金 (総合勘定)	1	102,288,359	102,287,960	399	100	1	1%	3	1	行政コス ト計算書
年金資金運 用基金 (承継一般勘 定)	31,946	6,541,561	5,966,960	574,600	1,031,333	46,457	5%	25,883	25,883	行政コス ト計算書
合計	31,947	108,829,920	108,254,921	574,999	1,031,433	46,458	—	25,887	25,884	—

(注) 出資金額(国有財産台帳価格)の欄には、出資金額ではなく、前年度の強制評価減実施後の価額に当年度の増減を反映した額(当年度の強制評価減実施前の額)を記載している。

年金資金運用基金(承継一般勘定) 46,457 百万円(平成 15 年度強制評価減実施)

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

内容	相手方	本年度末残高
2・3 月分年金給付	受給者等	938,744
合計		938,744

2. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

款	項	金額
雑収入	雑収入	1,748
雑益	雑益	621
合計		2,370

3. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

款	項	金額
雑収入	雑収入	1,641
合計		1,641

(2) 資金の明細

資金名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
積立金	9,860,824	347	170,679	9,690,491

(3)その他歳計外現金・預金の明細

	金額
前年度末残高	△4,009,171
本年度受入	
業務勘定からの繰入	—
本年度払出	
業務勘定からの繰入未了	—
運用寄託金の増加	△1,110,740
本年度末残高	△5,119,912